

登録制度（商標規程・肖像権）詳細

（１）第１区分・第２区分の併記、商標・スポンサーロゴ

- ① 日本選手権・ジャパンオープン・JOにおける所属表記
競技会プログラム（スタートリスト）に、第１区分登録と第２区分登録を併記する。
※大型映像装置表記に関しては、システムが整い次第に実施する。
所属の（ ）内を「/」等で二分し、（申込団体/もう一方の有償登録団体）で併記する。
- ② 商標
着用するウェア・水着・キャップ（以下ウェア等）に表記できる団体名称は、競技会への参加申込団体のみとする。
ウェア等に、第１区分・第２区分、双方の団体を表記することはできない。
- ③ スポンサーロゴ
申込団体を所属ロゴとし、もう一方の有償登録団体をスポンサーロゴにすることができる。（別途申請が必要）

（２）第２区分登録での、登録団体同士の統合任意団体

- ① 登録団体同士を統合する任意団体を認める。
但し、新規任意団体登録については、事前に本連盟に申請し、許可を得ること。
- ② 登録選手は、大学生以上を対象とし、高校生以下については認めない。

（３）大学生の登録規程と競技会参加要件

- ① 複数支部にキャンパスがまたがる大学は、各支部に登録し、各支部大会へ参加することができる。
- ② 学生選手権も出場可能であり、決勝へ出場することもできる。
但し、得点にはなるが団体出場校扱いにはならないので、学生選手権の団体順位に加算されない。

（４）所属が利用する肖像権

- ① 肖像権は第１区分登録と第２区分登録のみに存在する。
- ② 第三者とみなされる団体が利用してはならない。